

阿賀町会計年度任用職員募集要項

令和7年3月10日

1	職 種	地域おこし協力隊 農業部門(7時間勤務職員)
2	募 集 人 数	1名
3	年 齢	満18歳以上の方(採用時点)
4	職 務 内 容	(1)阿賀町における水稻栽培を中心とした農業の担い手となることを目指し、農作業に従事して技術・管理方法・農業経営の知識等を習得する。 (2)その他、阿賀町地域おこし協力隊設置要綱に定める活動を基本とし(1)以外については随時協議する。
5	勤 務 場 所	阿賀町内 (詳細は打ち合わせの上決定します。)
6	報 酬	任用職員報酬 月額214,335円 その他 期末手当・勤勉手当年2回支給
7	勤 務 時 間	曜日等:月曜日～金曜日(祝日等を除く) 時 間:9:00～17:00 (休憩1時間を含む、実勤務7時間) ※勤務する曜日・時間は業務内容により変更となる場合があります。
8	任 用 期 間	採用～令和8年3月31日 ※年度単位での任用(最長3年間) ※地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合、任用期間中であってもその任用を解くことがあります。
9	休 暇 等	阿賀町会計年度任用職員取扱要領による
10	資 格 等	・普通自動車運転免許を有していること(又は採用前に取得することが確実であること) ・パソコン(ワード、エクセル、インターネット)の操作ができること。
11	その他	社会(健康)保険:加入する 厚生年金:加入する 雇用保険:加入する 交通費:支給しない (上記は、勤務条件等により変更になる場合があります)

11	その他	【地域おこし協力隊とは】 (1) 3大都市圏または都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない)市町村に在住し、採用決定後、阿賀町内に生活の拠点を移し、住民票を異動できること。 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事項に該当しないこと。 (3) 心身ともに健康で、過疎地域の地域おこし活動に意欲と情熱があり、地域の行事や共同作業等、地域住民とともに積極的に活動できること。 (4) 地域おこし協力隊の活動期間終了後も阿賀町内で就業・起業等を目指し、定住する意思のあること。 【活動に必要な経費】 パソコンや刈払機、消耗品、研修旅費等の活動に必要な経費は、予算の範囲内で町が負担します。 【交通費】 ・活動用車両を町が準備し、費用を負担するため、交通費の支給はありません。 車両の使用は活動業務限定とし、燃料費は町が負担します。 【住居】 ・住居は、町が借り上げる住宅(八田蟹区)に入居していただきます。 ・住居の光熱水費、自治会費等は個人負担となります。 ・冷蔵庫、洗濯機、テレビ、電子レンジ、ガスレンジのうち必要なものは町が準備し、貸与します。その他生活に必要な家財道具、家電製品等については隊員が準備してください。 【その他】 募集要項に記載のないものについては、別途協議します。
12	申 込 受 付 期 間	令和7年3月10日～採用決定まで
13	応 募 方 法	①地域おこし協力隊応募用紙 ②履歴書(市販のものでも可。写真貼付) ③住民票 (地域おこし協力隊の採用には地域要件があります)
14	選 考 方 法	面接選考日は応募者に直接通知します。
15	提 出 及 び 問 い 合 わ せ 先	<問合せ・申込書提出先> ・〒959-4495 東蒲原郡阿賀町津川580番地 阿賀町役場 農林課 農政係 TEL 0254-92-5764 【担当:清田】

※必要書類は町ホームページ及び農林課にあります。